

下関市公共交通確保維持改善事業（公共交通人材確保支援事業）

本市公共交通の維持確保を図るため、従業員の第二種免許取得に係る経費に補助金を交付します。

補助対象者

- (1) 市内に本社を有する路線バス事業者
- (2) 市内に事業所及び営業区域を有するタクシー事業者

補助の内容

経費の1／4を補助

※本補助金と合わせて、国庫補助金の交付（経費の1／2を補助）、又は県が実施する「山口県第二種免許取得支援事業費補助金」（経費の1／2を補助）を受けることは可能。

※国又は県補助金の交付の有無に関わらず、本補助金の申請は可能。但し、国及び県補助金の交付を受けるときは、交付を受けた補助金の合計額が経費の総額を超えない場合に限る。

要件

- 令和6年12月17日以後の取組で令和8年3月31日まで(国庫補助金の交付を受ける場合は令和8年2月28日まで)に完了するもの
(期間内に自動車学校入校から免許の取得までが行われること)

交付申請受付期間

令和7年11月5日～令和8年2月28日

（※予算の上限に達した場合は年度途中でも受付が終了する場合があります。）

【二種免許取得】

| R6.12.17 | R7.4.1 | 要綱施行日 | R8.2.28 | R8.3.31 |
|--------------------------------------|--------|-------|---------|---------|
| 【市】補助対象期間（自動車学校入校～免許取得）※交付決定前の着手・実施可 | | | | |
| 【市】申請書受付期間 | | | | |

申請書類

- ・下関市公共交通確保維持改善事業補助金交付申請書
- ・補助対象事業に係る収支計画書
- ・市税の滞納がないことを証する書類
- ・その他市長が認める書類（国又は県補助金の交付を受けている場合は、内容及び金額が確認できるもの（例：交付決定通知書（交付決定前の場合は、交付申請書、事業計画書、事前申請書等）の写し））